

尹龍澤・青木清・大内憲昭・岡克彦・ 國分典子・中川敏宏・三村光弘編著 『コリアの法と社会』

日本評論社，2020年

我が国のすぐ隣に位置し、政治、経済、文化など幅広いテーマをめぐる、とかく日本国民の話題になることも多い朝鮮半島。本書はそこに存在する大韓民国（韓国）と朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の「法」について、歴史的な経緯を含め、多角的、包括的に解説した書物だ。

韓国か北朝鮮の片方の法を専門的に論じた本は目にするが、南北を含めたコリアの法を網羅的に扱った書物は珍しい。

法はその国の社会秩序を支える目的でつくられた規範であり、その社会の現在位置と目指す方向性を映し出す鏡でもある。書名に「社会」が添えられているように、本書は日本の植民地支配が終わった後に生まれた2つの分断国家の法の解説を通じて、1948年の建国以来、激しく変化を遂げてきたコリア社会を理解することも視野に入れているのも特徴だ。

本書の「はしがき」によると、出版の源流となったのが、コリアの法を研究の対象としている研究者たちが2011年秋に立ち上げた『韓・朝鮮半島』と法研究会だ。日本社会は色々な場面で朝鮮半島を含む国際政治の影響を受けることがあるが、この研究会は何らかの勢力のプロパガンダに墮すのを回避しようと努めながら、南北のいずれの法の研究者をも包摂する日本で唯一の研究会として活動してきたという。

2014年から専修大学法学部で、多くの専門家によるオムニバス形式の「特殊講義 コリアの法と社会」が開講し、研究会の枠を超えて多数の著名な研究者が講師として登壇。そこでの講義をもとに書き下ろしてもらったことで、本書の骨格が出来上がったという。そして発刊に至ったのが筆者

31人、編者7人によるこの論文集である。

朝鮮半島をめぐる状況はここ数年、軍事的な緊張と平和体制の構築を目指す首脳レベルの対話の間で振幅の大きな動きを見せ、南北の当事者はもちろん、日米中ロなどの周辺国を巻き込む形で国際社会の関心を集めてきた。日韓は旧日本軍の従軍慰安婦や徴用工問題をめぐって対立が深まり、拉致問題など抱える日朝関係はまったく先が見えない状態が続いている。

国際政治の舞台ではとかく各国指導者の派手な動きやパフォーマンスに目が行きがちで、インターネット上では思い込みや偏見に満ちた議論も氾濫している。問題の在り処すらも複雑で錯綜した朝鮮半島の情勢にあって、本書は「法学」の視点からこの地域の諸問題の所在、内実および社会的な背景まで解き明かすことを狙っている。

法が実態と乖離するケースもあり、法が社会のすべてを映し出すわけではないが、法のフィルターを通じて問題を見つめ直すことは、この地域に対する客観的な評価や、相互理解の促進にもつながる。法律の専門家だけでなく、一般の人々にも「コリア」の法の姿と歴史をできるかぎり正しく知らしめることを企図した本書は、地域研究の書籍としてもタイムリーで、その企画自体、意味のあることだと言えよう。

編集の方法もユニークだ。本書は南北を含めたコリアの法を網羅するにあたり、PartおよびChapterの構成については、総論的なものから各論的なものへ、本質的なものから派生的なものへというような、いくつかの原則にもとづいて編成したという。

具体的には『《法の変遷》からみるコリア法』

「《国のかたち》からみる 코리아法」「《経済のしくみ》からみる 코리아法」「《国際関係》からみる 코리아法」「《分断体制》からみる 코리아法」「《現代社会》からみる 코리아法」——の6つのPartが、朝鮮半島の問題群をひも解く鍵となるように構成されている。韓国と北朝鮮でPartを分けず、それぞれのPartの枠内で、韓国の法と北朝鮮の法を扱う形にしたのが特徴だ。

各々のPartの中には、3～8のChapterを設け、朝鮮半島の法現象でトピック性のあるテーマを選んでいる。とりわけ重要なテーマについては、別の観点からその理解が深められるように、関連テーマのFurther Lessonを設け、話題に関するColumnも用意した。

例えば「《分断体制》からみる 코리아法」のPartなら、その中に「韓国憲法における分断と統一」(Chapter 21)、「朝鮮から見た分断と統一」(Further Lesson 9)、「国籍をめぐる法的问题」(Chapter 22)、「在日コリアンの相続問題」(Further Lesson 10)、「南北離散家族の遺産争い」(Chapter 23)、「韓国で『脱北者はどう扱われているか』」(Further Lesson 11)——を含むといった具合だ。

文中で必要に応じて関連する他のChapterやFurther Lessonsの該当箇所をカッコ書きで示すなど、31のChapterと13のFurther Lessonsを有機的に結び付ける工夫を凝らしたのも特徴だ。執筆者が多い論文集は得てして全体のまとまりを欠くケースが散見されるが、一冊の書物としての一体性を待たるための努力がうかがえる。

それぞれのChapterとFurther Lessonに記された参考文献を含め、読者の興味や関心がより発展的に広がるような工夫も施されている。主に朝鮮半島の地域およびアジアに関心のある一般の人々を想定しながら、専門家の興味にも応じることを目指した編者たちの姿勢がにじむ。各自の関心にしたがって途中から読み始めることも可能だし、関連項目だけをピックアップして読み飛ばすこともできる設計で、多様な読まれ方を想定した編集上の工夫も評価できる。

本書の内容は多岐にわたるが、日本と関係が深い時事的なテーマとして広く関心呼びそうなの

が、第2次世界大戦中に日本の工場に動員された朝鮮半島出身の元徴用工や、旧日本軍による従軍慰安婦問題、そして、その2つの問題の背後に見え隠れする「政治の司法化」と「司法の政治化」の問題だ。韓国における「法治」をどう見るかという問題である。

元徴用工問題をめぐっては、Chapter 19「徴用工訴訟問題」で、筆者の青木清が訴訟の経緯と日本企業に賠償を命じる判決を下した2018年10月30日の大法院（最高裁判所に相当）の判決内容のポイントを説明。そのうえで、問題をめぐる日韓対立の構図を「1965年しか見ない日本、『日帝』にこだわる韓国」という小見出しを付けて分析した。

筆者は、韓国について「立場の違うあるいは現在の考え方と異なる見解を持つ政権が日本政府と結んだ条約だからといって、かなり強引な解釈までして、その中身を否定するのは法解釈としてはやはり行き過ぎ」「『日帝』糾弾を追求するあまり、特定の民間会社にその責任を負わせることにより問題を処理するのは、筋が違う」と指摘した。

その一方で、「1965年の日韓基本条約および日韓請求権協定など4協定の締結によりすべてが解決されたわけではない」として、日本側の対応についても「その際に、棚上げ、先送り、さらには犠牲にされたものに向け、対応を探るべき時だ」と提起した。「判決を契機に展開された日韓の応酬ほど非建設的なものはない」との立場で、両国に建設的な対応を求めた。

従軍慰安婦問題についてはChapter 20「慰安婦問題と韓国司法・国際社会」で、筆者の木村貴が問題の経緯やこれまでの司法判断、国家間合意などを解説。近年の動向について従来、日韓の国家間の紛争だった慰安婦問題が韓国内外における慰安婦像設置問題や学術的研究内容をめぐる紛争に拡大するなど、対立の内容が多様化すると同時に、対立構造が多層化、複雑化し、ますます解決が困難になっていると分析。それと並行して、対立の場が、二国間交渉から国際社会の場への拡大し、対応する機関も行政府や立法府のみならず、司法府の役割が大きくなっているとの見方を示した。

最近の韓国の司法府については、慰安婦問題や徴用工問題の解決のみならず、韓国国内の人権侵害事案についても被害者の侵害を回復させる判決を下していることを挙げ、反日化したのではなく、「人権保障の最後の防壁」になるべく、「本来の姿」へと回帰しようとしている」との見解を示した。波紋を呼んだ判決の背景がそれだけなのか、疑問もかなり残るが、慰安婦問題の「解決」とは何かという問いや、元慰安婦の高齢化も踏まえて彼女らの生存中に「解決」できるように知恵を絞る努力を国家の枠を超えて行う必要があるとの指摘はうなずけた。

韓国における司法府の役割の拡大については、Chapter 11の「韓国における『政治の司法化』現象」で分析。筆者の岡克彦が「ストリート・デモクラシーにおける『市民的正義』と司法の裁判」という副題を付け、「市民的正義」と「司法的正義」が結びつくことで起こっている韓国の「政治の司法化現象」の特徴と問題の解明を試みている。

岡によると、最近の傾向は、単に政治問題の多くが司法過程に持ち込まれてその問題の收拾を図ろうとする「政治の司法化」だけではない。司法判断そのものが法令の基準以外に、国民の世論動向や政策的な価値選択などの政治的な要因に強く影響される。いわゆる裁判自体が政治化する「司法の政治化」現象が生じているところにも特徴がある。

その背景として、大統領制を中心とした代議制民主主義の機能低下と制度麻痺が「政治の司法化」と「司法の政治化」を誘発しているという韓国国内の分析を紹介。大統領と国会議員の選挙がそれぞれ別途に行われる制度上の問題もあって、与野党の党略で政策の遂行が停滞するなど、政治の当事者がトラブルメーカーと化して国民からの政治不信を招くことことが頻繁に生じた。政治の混乱や社会の葛藤を收拾する能力のある国家機関が司法府において他に存在しないという状況に陥った結果として、司法府に対する役割が相対的に肥大化しているというわけだ。

韓国内では市民団体が「ロウソク集会」などストリート・デモクラシーの活動を展開するとともに、司法機関への裁判闘争を通じて利益や主張を

政治的に勝ち取ろうとする動きが活発になっている。これに関しては脆弱な議会民主主義を再生させる新たな動きとして評価する研究がある一方で、市民側を意識し過ぎた最近の司法の姿勢には司法判断の大衆迎合化の傾向を示唆する見解もある。司法過程や判断に民主主義の原理が過度に浸透することで、かえって法の支配や法治主義が脆弱になっているように見えるとの筆者の指摘は、多くの日本人が共有する感覚だろう。

市民運動や国民世論の動向を「付度」する司法府の実態を揶揄し、韓国では最高法規たる憲法のさらなる上位に「国民情緒法」たる法なき法が存在していると言われることがある。その一方で、政権の側が政権維持や政策の推進のために司法を利用するケースもあり、Chapter 5「韓国における法治主義の展開—『法治』という名の為政者の政治」で、筆者の鈴木敬夫が国家保安法などを題材に歴史的経緯を解説している。

1948年に韓国の憲法制定とともに制定された国家保安法は「政治刑法」とも呼ばれる。政権保持者がその時代、その時期に緊迫した政治問題の解決に、「不明確かつ広範な概念」によって構成されている国家保安法を縦横に駆使して、体制維持を図ってきた経緯はよく知られるところだ。光州事件（1980年）をみても、政治権力と司法の営みは、特定の政治家（例えば金大中・元大統領）に死刑判決を下し、また無罪判決を下している。ここに政治化された刑事司法の実態、歪んだ「法治」が指摘されてよい、と筆者は主張する。

北朝鮮が「反国家団体」であることは韓国国民の誰もが疑わないが、平時では唯一「北朝鮮」を対象にした法概念ではなくなってしまう。この法の概念の曖昧さは、為政者の判断によって国家を批判する団体に向けられ、広く政治的反対勢力を抑圧する手段として繰り返し濫用されてきたことは、過去の事例が如実に物語っている。韓国では、憲法に定められている人権規定と、現実にかけている国家保安法の適用実態とが大きく乖離していることも幾度となく指摘されてきた。これをどう克服するか。鈴木は韓国における法治、すなわち人権憲政の課題であろうと指摘する。長く論争的となってきた国家保安法については、Part 4「《国

際関係》からみる「コリア法」に収容する Chapter 18「韓国における国際人権法の実行」でも、国際人権条約と国内法秩序の関係で論じられている。

ただ、韓国が「漢江の奇跡」と称される経済発展によって国際社会での存在感を増す中、この国の「法治」が問われるのは、国家保安法と人権の問題にとどまらなくなっている。韓国の政治史において大きな役割を果たしてきた検察の改革を巡り、改革を推し進めようとした文在寅政権と抵抗した検察当局、そして与党と野党が激しい戦いを演じたことは記憶に新しい。いまなおホットな論点だ。

「法治」をめぐる問題の影響は内政の枠に留まらなくなっている。阿吽の呼吸を通じて、政治が司法判断を外交カードに利用するような動きはないのか。2015年3月、外務省ホームページの韓国基礎データ部分において「自由と民主主義、市場経済等の基本的価値を共有する重要な隣国」という従来の表記が、「我が国にとって最も重要な隣国」という表現に変わった。背景には、慰安婦問題や元徴用工をめぐる裁判、産経新聞ソウル支局長の在宅起訴問題などをめぐって、韓国の「法の支配」に日本政府が違和感を抱いたこともあるのだろう。

「政治の司法化」や「司法の政治化」の問題にしる、政治化された刑事司法の問題にしる、揺れ動く韓国の「法治」に関する関心は尽きない。日本では日韓請求権協定に関する報道に接し、「法よりも道徳にこだわる国」などと韓国人の法意識に疑問を持つ人が少なくないようだ。それでは韓国人は法を軽視し、法に疎い人々なのか。決してそういうことでもないだろう。ビジネスや通商分野での韓国の法的な交渉力は、日本との比較や国際水準に照らして極めて高いレベルにあるとの見方もある（小倉紀蔵著「韓国の行動原理」）。

それなのに、韓国ではなぜ、そのような動きが生まれるのか。法的な要因にとどまらず、社会・政治的背景、さらには韓国人の思想・哲学との関係も気になるところだ。紙幅や締め切り時期の制約もあったのだろう。本書ではそれらのテーマや検察をめぐる問題にはほとんど触れられていないが、コリア「社会」の理解も視野に入れた書籍

を目指したのなら、Column や参考文献の紹介も駆使して、よりウイングを広げてほしかった部分だ。

時事的なテーマでは、日本と関係が深い元徴用工や従軍慰安婦問題など韓国にまつわる問題のほか、北東アジア地域の安全保障にも直結する北朝鮮の統治構造や経済管理に関する論考も興味深い。

金正恩総書記が最高指導者に就任して10年。本書ではこの間、北朝鮮が党大会や中央委員会総会といった執権政党である朝鮮労働党の重要会議と、立法権を有する国家の最高主権機関である最高人民会議の議決を通じて、建国以来の国のかたちや経済の仕組みを修正してきたことが解説されている。Chapter 7「朝鮮の統治構造」（大内憲昭）や、Chapter 12「朝鮮の〈改革開放〉はあるのか」（三村光弘）などだ。

日本では、北朝鮮の地域研究は主に、政治学の分野で進められている傾向が強い。政治主導の国柄だけに当然ともいえるが、法の視点からも分析することで、北朝鮮の体制の特徴や変化の実態と方向性が浮かび上がる面もある。

例えば、Further Lessons 5「朝鮮における経済管理」（三村）では、協同農場で複数年にわたって田畑の担当者を固定し、その田畑の収穫高を分配に反映させる圃田担当責任制や、工業部門の独立採算制企業への権限拡大を柱とする「社会主義企業管理責任制」が定式化され、2019年4月の改正時に憲法に盛り込まれたことが紹介されている。同時に、社会主義原則の堅持、すなわち社会主義的所有（私有化の否定）と集団主義原則の徹底（労働党の指導）が重視されていることから、北朝鮮が現在実行している社会主義企業管理責任制が「市場化移行を本格的に決断したものではなく、従来の政策の枠内での管理方法の改善にとどまっている」との評価につなげている。

三村の分析はそこで止まらず、市場行為の拡大などで北朝鮮の経済実態が大きく変化していることから、今後、実態を規範に落とし込むことが必要と、その過程に少なくとも十年単位の時間が必要となるとの見通しを示した。北朝鮮の研究を、現地調査とともに、同じ社会主義国である中国や分断と統一を経験したベトナムなどとの経済・法

の両面にわたる比較研究の手法も駆使して取り組んでいる研究者ならではの見解で、非常に興味深い。

国際情勢や朝鮮半島のダイナミズムを考慮すると、この書籍は遠からず改訂もしくは続編の発刊を求められるようになるかもしれない。韓国と北朝鮮はこれまで、時代に対応しながら、生き物や運動団体のように変身を遂げてきた。この本を読めば、南北が法的な面でも、朝鮮半島の古くからの伝統、日本の植民地支配の残滓、南北分断という条件やそれぞれの国家体制、国体や従来の法制などと折り合いをつけながら変革を重ねてきたことも良く分かる。しかし、情勢変化に伴う南北の変化は今後もとどまることを知らず、場合によっては一気に加速する可能性も否定できないためだ。

南北関係や米朝関係の今後を予言者のように見通すのは難しいが、経済社会のデジタル化や、国連が掲げる持続的な開発目標（SDGs）への対応などは、南北がそれぞれ一定の方向性を持って取り組んでいる。SDGsは経済的なテーマから気候変動への対応、ジェンダー平等など多様なテーマを含む。国連加盟国の韓国と北朝鮮が目標達成のために新たな政策を展開しようとすれば、そのための法整備が当然のように必要になってくるだろう。

朝鮮半島の将来を占ううえで、アジアの大国として北朝鮮の法体制にも多大な影響をあたえてきた隣国・中国の動向も見逃せない。中国が世界第2位の経済大国になりえたのは、計画経済から市

場経済へと大胆に経済システムを転換したからだ。市場経済を円滑に回し、海外の経済とも結びつくには経済取引の予見可能性が保障されなければならない。その予見可能性を保障するのが契約法などの私法だ。中国の私法は保守的な公法とは対照的に日本と比べても先進的な部分があり、着実に機能してきたとの評価がある（小口彦太著「中国法『依法治国』の公法と私法」）。

しかし、近年はAI（人口知能）技術の発展やデジタル化の進展、米中対立の激化などを背景に、経済関連の法規でも中国政府の統制色が強まっている。こうした隣国の新たな傾向が北朝鮮の国づくりや経済管理のりあり方にどのような影響を与えるのかという問題も関心と呼ぶテーマかも知れない。

初の試みとして2020年の時点での「コリアの法と社会」を「活写」した本書の意義は、冒頭に述べたと通りだ。31人の筆者が8本のColumnを含め、合計50本以上の原稿を寄せ合あったのだから、原稿ごとに出来不出来があるのは当然だ。紙幅や締め切り時間との関係で、書き尽くせなかったテーマも多かろう。比較法学は本来、相互理解を深めて無用な文化の衝突や紛争を回避する理念も持ち合わせている。「コリアの法と社会」の研究プロジェクトが、生き物や運動団体のように変化を繰り返す朝鮮半島そのものと同様、第2弾、第3弾という形で進化・発展していくことを期待したい。

＝敬称略＝

（伊集院敦 日本経済研究センター）